

会 員 規 則

令和 4 年 1 月 3 1 日 制 定
一般財団法人茨城県剣道連盟

(目的)

第 1 条 この規則は、一般財団法人茨城県剣道連盟（以下、「茨剣連」という。）定款第 2 章各条に規定する会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会員)

第 2 条 会員は、次の二種類とする。

- (1) 個人会員は、定款第 3 条に規定する目的に賛同し入会した剣道、居合道及び杖道（以下、「剣道等」という。）の愛好者とする。
- (2) 団体会員は、定款第 3 条に規定する目的に賛同し入会した県内の市町村単位又は 2 以上の市町村を単位として結成した団体及び特定の職域を代表する団体とする。

(入会手続)

第 3 条 入会をしようとする個人及び団体は、定款第 7 条に基づき入会申請書（個人会員「様式第 1 号又は第 2 号」、団体会員「様式第 3 号」）を茨剣連会長に提出して承認を受けなければならない。ただし、団体は理事会の決議を経て会長が承認する。

- 2 茨剣連会長は、剣道三段以下（一級受審者を含む）、居合道及び杖道受審者の中で入会しようとする者に対する承認は、審査会を開催する地区会長、居合道部長及び杖道部長等が入会申請書を受領した日とする。

(退会手続等)

第 4 条 会員は、退会申請書（様式第 4 号）を茨剣連会長に提出することにより、いつでも退会することができる。

- 2 会員が、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当した場合は退会したものとみなす。
 - (1) 死亡したとき
 - (2) 団体を解散したとき
 - (3) 定款の規定により除名されたとき
 - (4) 加入する剣道等の部門毎の会費を 2 年連続して未納したとき

(5) 一級審査受審後、5年間初段を受審しないとき

3 前項第2号により解散した団体が新たに結成し、入会しようとするときは、入会申請書を提出しなければならない。

4 第2項第3号により退会した者は、再入会を認めない。

5 第2項第4号及び第5号により退会した者は、再入会を認め入会申請書の提出は不要とする。

(個人会員の責務)

第5条 個人会員は、次の責務を負う。

(1) 定款第3条に規定する茨剣連の目的の達成に寄与すること。

(2) 本規則第9条の規定に基づき、会費を納入すること。

(3) 茨剣連の定款及び規則を遵守すること。

(個人会員の権利)

第6条 個人会員は、全日本剣道連盟（以下、「全剣連」という。）及び茨剣連が主催、主管する大会、審査会及び講習会等の事業に参加することができる。ただし、当該年度の会費を部門毎に納入した者に限る。

(団体会員の責務)

第7条 団体会員は、次の責務を負う。

(1) 定款第3条に規定する茨剣連の目的の達成に寄与すること。

(2) 茨剣連の定款及び規則を遵守すること。

(3) 茨剣連が主催、主管する大会、審査会及び行事等を会員に周知するとともに参加要請を行うこと。

(団体会員の権利)

第8条 団体会員は、次の権利を有する。

(1) 理事会規則第3条第1項第1号、第2号及び第6条の規定に基づき、理事及び評議員候補者を理事会に推薦することができる。

(2) その名称を用い茨剣連が主催する大会、講習会等に参加することができる。

(会費の納入等)

第9条 個人会員は、剣道等の段位を受有する部門毎に、定款第19条第1項第5号の規定に基づき、別表に定めた会費を事業年度の7月末までに別に定める方法により納入しなければならない。

- 2 前項の規定によるほか、やむを得ない理由があるときは、全剣連及び茨剣連が主催、主管する大会、審査会及び講習会等の参加申込み時に納入することができる。
- 3 茨剣連会長は、会費を納入した個人会員に対し事業年度毎に別に定める会員証を交付することができる。
- 4 年度途中に入会した場合であっても、会費は全額を納入すること。
- 5 納入した会費は返納しない。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 本規則施行日以前に入会していた個人及び団体会員は、改めて入会申請書の提出は不要とする。